

育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定

(目的)

第1条 法人は、育児休業を取得する労働者が生じたことにより、当該労働者の業務を代替することとなった労働者の業務の増加に伴う負担を軽減するため、育児休業を取得する労働者の業務の整理、引継ぎに係る支援を行うとともに、当該労働者の業務を代替することとなった労働者への引継ぎの対象となる業務について、休廃止、縮小、効率化、省力化、実施体制の変更、などの見直しを検討し、検討結果を踏まえて必要な対応を行うこととする。

(具体的な手法)

第2条 具体的な手法としては、当該育児休業取得者の所属する部署において、部署上長と、育児休業取得までの間に現在遂行中の業務に関する打合せを行い、円滑に休業中の業務が遂行できるように努めることとする。

(適用時期)

第3条 この規定は令和6年10月1日から施行する。